

のノルマ超過分が、「派閥の収支報告書」に記載されていなかった理由については、議員である各事務総長においてはいずれも把握していないとのことであった。

一方、事情を知っている可能性がある両派閥の各会計責任者（いずれも東京地検特捜部により政治資金規正法違反の虚偽記載の罪で起訴されており、刑事公判を控えている。）は、今回の聴き取り調査への同席がなかった。

- ② 上記第2の2のとおり、清和政策研究会に所属していた議員・支部長の多くから、「各議員の収支報告書」においてノルマ超過分を収入として記載していなかった理由について、同派閥の事務局から議員サイド（秘書等）に対して「収支報告書に記載しなくてよい」等の指示・説明があったからであるとの回答があった。中には、そうした指示・説明等があった際に、派閥の事務局から「派閥において記載しないので、議員においても記載しないでもらいたい」「大丈夫だから」等と言われたとの回答も複数あった。

一方、今回の聴き取り対象者のうち志帥会の議員においては、派閥から議員サイドに対してそうした指示・説明等があったとの回答はなかった。

- ③ 清和政策研究会の議員からは、派閥からノルマ超過分の還付を受けた際に議員の秘書が領収書を渡そうとすると、派閥の事務局から領収書の受領を拒絶されたとの回答が複数見られた。

一方、志帥会においては、派閥の事務局において、ノルマ超過分を還付する際にこれを受領する議員の秘書等から、派閥からの寄附としての領収書を必ず徴収していたとのことであった。

- ④ 清和政策研究会における還付方式では、派閥から各議員の秘書等に対して「現金を手渡しする方法」によりノルマ超過分が還付されていたようであり、同派閥の収支報告書においては、還付方式・留保方式を問わず、ノルマ超過分に係る各議員への寄附金はいずれも記載がされていなかったとのことであった（この結果、同派閥においては、本聴き取り調査の対象者は79名に上った。）。

一方、志帥会における還付方式では、派閥からのノルマ超過分の還付は、「各議員の指定口座への振込送金の方法」により行われていたとのことであった。そして、還付方式による還付金については、同派閥の収支報告書において、もともと各議員に対する寄附として支出項目に記載がされていたとのことであった（この結果、同派閥においては、本聴き取り調査における対象者6名はいずれも留保方式又は両方式併存であった。）。

（注）下線は階猛事務所にて記入

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年8月18日号外法律第136号）

（定義）

第二条 この法律において「~~団体~~」とは、~~共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を表現する行為の全部又は一部が組織~~（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。）~~により反復して行われるものをいう。~~

2～7 [略]

（組織的な殺人等）

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条（封印等破棄）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 二 刑法第九十六条の二（強制執行妨害目的財産損壊等）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 三 刑法第九十六条の三（強制執行行為妨害等）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 四 刑法第九十六条の四（強制執行関係売却妨害）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科
- 五 刑法第八十六条第一項（常習賭博）の罪 五年以下の懲役
- 六 刑法第八十六条第二項（賭博場開張等凶利）の罪 三月以上七年以下の懲役
- 七 刑法第九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役
- 八 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪 三月以上十年以下の懲役
- 九 刑法第二百二十三条第一項又は第三項（強要）の罪 五年以下の懲役
- 十 刑法第二百二十五条の二（身の代金目的略取等）の罪 無期又は五年以上の懲役
- 十一 刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
- 十二 刑法第二百三十四条（威力業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
- 十三 刑法第二百四十六条（詐欺）の罪 一年以上の有期懲役
- 十四 刑法第二百四十九条（恐喝）の罪 一年以上の有期懲役
- 十五 刑法第二百六十条前段（建造物等損壊）の罪 七年以下の懲役

2 団体に不正權益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項及び第六条の二第二項において同じ。）を得させ、又は団体の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号（第五号、第六号及び第十三号を除く。）に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

（組織的な殺人等の予備）

第六条 次の各号に掲げる罪で、これに当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものを犯す目的で、その予備をした者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

- 一 刑法第九十九条（殺人）の罪 五年以下の懲役
- 二 刑法第二百二十五条（營利目的等略取及び誘拐）の罪（營利の目的によるものに限る。） 二年以

出典：組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年8月18日号外法律第136号）より抜粋
令和6年2月21日（水）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

下の懲役

- 2 第三条第二項に規定する目的で、前項各号に掲げる罪の予備をした者も、同項と同様とする。

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二
年以下の懲役又は禁錮

- 2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正權益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。

- 3 別表第四に掲げる罪のうち告訴がなければ公訴を提起することができないものに係る前二項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

- 4 第一項及び第二項の罪に係る事件についての刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第百九十八条第一項の規定による取調べその他の捜査を行うに当たっては、その適正の確保に十分に配慮しなければならない。

別表第三(第六条の二関係)

一 第三条(組織的な殺人等)、第九条第一項から第三項まで(不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為)、第十条第一項(犯罪収益等隠匿)又は第十一条(犯罪収益等收受)の罪
二イ、刑法第七十七条第一項(内乱)の罪(同項第三号に係る部分を除く。)又は同法第七十九条(内乱等幫(ほう)助)の罪(同項の罪(同項第三号に係る部分に限る。))及び同法第七十七条第二項の罪に係るものを除く。)

..... (中略)

~~五十二、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九条第一項(偽りにより所得税を免れる行為等)又は第二百四十条第一項(所得税の不納付)の罪~~

(後略)

出典：組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年8月18日号外法律第136号)より抜粋
令和6年2月21日(水)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

(注) ラインは階猛事務所にて記入

八幡製鉄政治献金事件 最高裁判決 より抜粋

一、企業献金は、会社の権利能力の範囲内か

政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから、政党のあり方いかんは、国民としての重大な関心事でなければならぬ。したがって、その健全な発展に協力することは、会社に対しても、社会的実在としての当然の行為として期待されるところであり、協力の一態様として政治資金の寄附についても例外ではない

……(中略)……

要するに、会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為である

二、取締役が会社を代表して企業献金を行うことは、取締役の忠実義務に反しないか

いうまでもなく取締役が会社を代表して政治資金の寄附をなすにあたっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、右の範囲を越え、不相応な寄附をなすときは取締役の忠実義務に違反する

3 適正なモニタリングとトレーサビリティの確保

多くの聴き取り対象者が異口同音に述べたのは、秘書などのスタッフへの任せきりという実態を恥じ、しかるべき責任を果たせていなかったという自己批判であった。

あらゆる組織で、部署や部下への委任が、チームワークの源となっていることは言うまでもない。しかし、適正なモニタリングを欠いた委任は、リーダーシップの放棄にほかならない。定期的に報告を得て、フィードバックを欠かさないと**いう基本に立ち返った業務運営が求められる。**

加えて、モニタリングを適正に実施するためには、対象となる記録やエビデンスがしっかりと保全されていること、すなわち、トレーサビリティの確保が前提となる。その実現のためには、膨大な資料・情報を効率的に処理し、そのプロセスを可視化する必要があるところ、業務のデジタル化をさらに推進することが有効と考えられる。

また、半数を超える聴き取り対象者が還付金等を現金で保管していた。現金は、その存在や使用状況を十分に事後検証することができず、トレーサビリティが確保されづらい。不透明さを生む現金が、不正の温床であることを再認識し、口座振り込みの徹底（現金授受の排除）、一定額以上の金銭の口座管理を義務付けるなどの取り決めが求められる。

最後に、こうした適正な業務の在り方の議論とその実践のいずれにおいても、身内の論理が国民の目線に優先することを防止し、透明性・客観性が強固に確保されるために、「自民党外の目」を取り入れることが不可欠であると思料する。

冒頭述べた趣旨での当職らの提言は以上のとおりである。

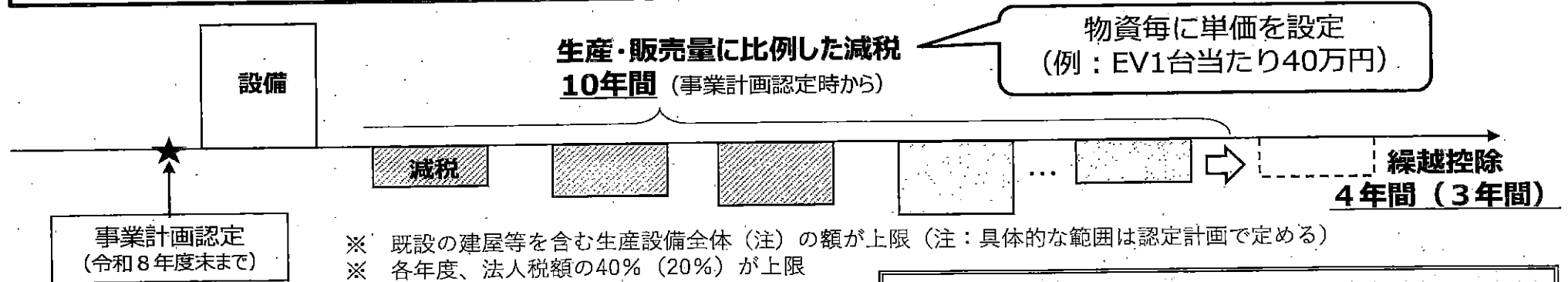
今回の問題については、国民の政治に対する不信を招いたことも大変遺憾であるが、派閥とカネが渦巻くイメージにより、国会議員という職業に対する若い世代の希望や憧れを砕いたという側面もぬぐえない。そうした失望を拭い去る意味でも、本件に関係する個々の議員において、自らが知る限りのことを詳らかにし、更なる説明責任を果たしていくことが求められる。有望な次世代の中から、国会議員となってこの国を支えたいという高い志を有する多くの若者が出てくるような、希望を持てる党作りを強く祈念したい。

以上

(注) 下線は階猛事務所にて記入

戦略分野国内生産促進税制（案）

・民間として事業採算性に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となるGX・DX・経済安全保障の戦略分野における国内投資を促進するため、生産・販売量に応じて減税を行う戦略分野国内生産促進税制を創設。



<対象物資・控除額>

| 物資 | 単位あたり控除額※2 |
|--------------------------|------------------|
| EV | 40万円/1台 |
| EV等・蓄電池※1 | FCV 40万円/1台 |
| | 軽EV・PHEV 20万円/1台 |
| グリーンスチール | 2万円/1トン |
| グリーンケミカル | 5万円/1トン |
| SAF | 30円/1リットル |
| 半導体 マイコン、アナログ (パワー含む) | 1.6万円/1枚 等 |

GX関連の物資については、GX移行債の発行収入 (エネ特) の一般会計繰入により減収額を補填。
 → これにより、既存の税制と大きく異なる規模・期間等の措置を実現。

減税措置の実効性を高める措置

以下①～③の要件全てに該当する場合、当該年度について税額控除を適用しない (繰越控除除く)。

- ① 所得金額：対前年度比で増加
- ② 継続雇用者給与等支給総額：対前年度増加率1%未満
- ③ 国内設備投資額：当期の減価償却費の4割以下

※1 蓄電池に対する直接の措置は講じない (EVの中で対応)。

※2 競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる (8年目：75%、9年目：50%、10年目：25%)。

※3 半導体以外の物資は、GX移行債の発行収入の一般会計繰入により減収額を補填。

出典：経済産業省作成資料

令和6年2月21日 (水) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

国民政治協会に2000万円超の 献金をした企業・団体

※色塗りの社名等は、「戦略分野国内生産促進税制」の対象物資の主な生産業者と販売業者およびこれらが加盟する業界団体

※単位は万円

| | | |
|----|-------------------------------------|------|
| 1 | 日本自動車工業会 | 7800 |
| 2 | 日本電機工業会 | 7700 |
| 3 | 日本鉄鋼連盟 | 6000 |
| 4 | 住友化学 石油連盟 トヨタ自動車 | 5000 |
| 7 | キャノン 不動産協会 | 4000 |
| 9 | 日産自動車 | 3700 |
| 10 | 日立製作所 野村ホールディングス | 3500 |
| 12 | 三菱重工業 | 3300 |
| 13 | 大和証券グループ本社 | 3200 |
| 14 | 東レ プレハブ建築協会 | 3000 |
| 16 | パナソニックホールディングス | 2850 |
| 17 | 伊藤忠商事 住友商事 丸紅 三井物産 三菱商事 | 2800 |
| 22 | 日本製鉄 | 2700 |
| 23 | ゼンショーホールディングス ホンダ | 2500 |
| 25 | 日本鉱業協会 | 2100 |

(出典) 毎日新聞2023年11月25日8面

出典資料をもとに長妻昭事務所で作成

※2022年分の企業・団体献金

◆御依頼日：1月24日

◆御依頼内容

対象物資ごとの

①主な生産業者と販売業者

1 EV等・蓄電池

(1)EV

(2)FCV

(3)軽EV・PHEV

2 グリーンスチール

3 グリーンケミカル

5 半導体—マイコン、アナログ（パワー含む）

1(1) EV

トヨタ自動車、日産自動車、三菱自動車、本田技研工業、マツダ、SUBARU など

資料1. 『2023年版 電気自動車関連市場の最新動向と将来予測』総合プランニング、2023, pp.68-71.

1(2) FCV

トヨタ自動車（※本田技研工業なども開発）

資料2. 桃田健史「トヨタがついに明かした水素戦略、FCV版「プリウス・GR86」の登場時期を独自予想」『ダイヤモンドオンライン』2023.7.20. <<https://diamond.jp/articles/-/326337>>

資料3. 桃田健史「燃料電池車の大型トラック トヨタ、ホンダで開発進む—34兆円自動車（特集 GX150兆円）」『エコノミスト』4802号, 2023.8.1, pp.71-73.

1(3) 軽EV・PHEV

三菱自動車、日産自動車（※本田技研工業、ダイハツ工業・スズキなども発売予定）

資料4. 「電気自動車」全国軽自動車協会連合会ウェブサイト <<https://www.zenkeijiky.or.jp/kei/select/electric>>

資料5. 「激戦必至の商用軽EV、日本メーカーが続々と新型投入 中国勢も虎視眈々」『日刊自動車新聞電子版』2023.11.25. <<https://www.netdenjd.com/articles/-/293918>>

2 グリーンスチール

日本製鉄、JFE スチール、神戸製鋼所など

資料6. 高田隆「グリーンスチール、炭素中立に向けて鉄鋼大手の供給が本格化」『日経クロステック』2023.7.14. <<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/08104/>>

3 グリーンケミカル

旭化成、三菱ケミカル、住友化学など

資料7. 「化学メーカー各社、車関連の環境負荷低減に貢献 素材提案・リサイクル活発化」『日刊工業新聞』2023.6.6.

5 半導体—マイコン、アナログ（パワー含む）

ルネサスエレクトロニクス、三菱電機、富士電機、東芝、ロームなど

資料8. 経済産業省商務情報政策局「半導体・デジタル産業戦略」2023.6, p.20. <<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230606003/20230606003-1.pdf>>

出典：国立国会図書館作成資料（調査結果）

令和6年2月21日（水）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

◆御依頼日：1月24日

◆御依頼内容

別紙資料「戦略分野国内生産促進税制（案）」について、対象物資ごとの主な生産業者
と販売業者

4 SAF

SAFについては、生産・販売事業に、石油元売（ENEOS、出光興産、コスモ石油、富士石油、太陽石油）のほか、大手商社の伊藤忠商事、三菱商事、住友商事、三井物産、丸紅、プラントエンジニアリングの日揮ホールディングス、ミドリムシ由来のバイオ燃料製造を手掛けるユーグレナ、廃油再生のレポインターナショナルなどが参画しています。

資料1. 「持続可能な航空燃料 SAF 製造・販売で連携」『日経産業新聞』2023.2.28.

資料2. 「航空燃料「SAF」、開発現場が迎える生みの苦しみ 2030年導入へ政府は石油会社に供給義務づけ」『東洋経済 ONLINE』2023.9.15. <<https://toyokeizai.net/articles/-/701890>>

資料3. 資源エネルギー庁 資源・燃料部燃料供給基盤整備課「SAF及びバイオエタノールの現状と今後の展開について」（日本有機資源協会の第103回バイオマスサロン（2023.9.29）講演資料）p.27. <https://www.jora.jp/wp-content/uploads/2023/09/20230929_METI.pdf>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

| | | | |
|-----|--|-----------------------------|-----------------------------|
| 制度名 | GX分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討（戦略物資生産基盤税制） | | |
| 税目 | 法人税、法人住民税、法人事業税 | | |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 |

(1) 達成目標

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。以下同じ。）は、政策目的（“世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p> |
| <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の適用を受けられる物資の範囲や適用数等を精査中のため、現時点で具体的に記載できていないが、制度措置を踏まえ、評価分析期間中に本税制の適用を受けて実施された設備投資額、生産・販売の増加額、それらの経済効果（雇用の増加等）等の適切な指標を参照しながら、本租税特別措置の政策評価を行う予定である。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(3) 将来の適用数

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> |
| <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(5) 将来の減収額

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p> |
| <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(7) 将来の効果

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p> |
| <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1) のとおり、今後、具体的な達成目標を設定した上で、本租税特別措置の効果を適切に分析する。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(8) 他の政策手段

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p> |
| <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 今回の政策目的は、GX、DX、経済安保等の戦略分野において、経済効果や自律性確保の観点から特段に国として支援が不可欠な物資について、国内の投資・生産の拡大を促すこと。生産のための設備投資に対する補助金や税制等の措置は、設備投資自体を促進することは可能であるが、実際にその設備を用いた物資の生産の増加（既存設備稼働率・生産性の向上及び新規需要の開拓を含む）自体に直接的なインセンティブを与えるものではない。一方、企業が投資・生産・販売の拡大に成功してはじめて税額控除を提供する措置は、上記政策目的を直接的に達成しやすい。また、直近年度での投資開始がある程度見込まれるものに対する措置が念頭となっている補助金等とは異なり、租税特別措置については、適用期間を長期に設定することにより、将来見通しの不確実性等から投資判断に時間を要するものについては、企業にとっての中長期での予見可能性を確保することで、投資判断を促すことができる。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 下線は階猛事務所にて記入

| 頁 | 番号 | 制度名 | 区分 | 点検結果 | | | | | | | |
|-------|------|---|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|
| | | | | (1) 達成 目標 | (2) 過去の 適用数 | (3) 将来の 適用数 | (4) 過去の 減収額 | (5) 将来の 減収額 | (6) 過去の 効果 | (7) 将来の 効果 | (8) 他の政 策手段 |
| 内閣府 | | | | | | | | | | | |
| 19 | 内閣01 | 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 | 拡・延 | A | A | A | A | A | A | B | A |
| 39 | 内閣02 | 国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長 | 延長 | C | A | A | A | A | C | D | A |
| 53 | 内閣03 | 国家戦略特区における所得控除制度の延長 | 延長 | C | A | A | A | A | B | C | A |
| 61 | 内閣04 | 国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長 | 延長 | A | A | A | A | A | B | D | A |
| 73 | 内閣05 | 地域経済活性化支援機構に係る資本制の特例措置の延長 | 延長 | D | A | A | A | A | B | C | A |
| 金融庁 | | | | | | | | | | | |
| 81 | 金融01 | 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し | 新設 | D | — | D | — | E | — | E | A |
| 85 | 金融02 | 協定銀行等に係る法人事業税（資本制）の特例措置の延長 | 延長 | D | A | D | A | E | D | D | A |
| 総務省 | | | | | | | | | | | |
| 93 | 総務01 | 過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長 | 延長 | A | A | A | A | A | A | A | A |
| 厚生労働省 | | | | | | | | | | | |
| 105 | 厚労01 | 改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等 | 新設 | C | — | C | — | E | — | C | A |
| 109 | 厚労02 | 消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置 | 拡充 | D | D | D | D | D | D | D | A |
| 113 | 厚労08 | 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続 | 延長 | A | A | A | A | A | A | A | A |
| 127 | 厚労04 | 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続 | 延長 | A | A | A | A | A | A | A | A |
| 農林水産省 | | | | | | | | | | | |
| 149 | 農水01 | 輸出事業用資産の割増償却 | 延長 | A | A | A | A | A | A | C | A |
| 155 | 農水02 | 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却 | 延長 | A | A | A | A | A | A | B | A |
| 163 | 農水03 | 経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置 | 新設 | D | — | E | — | E | — | D | A |
| 経済産業省 | | | | | | | | | | | |
| 169 | 経産01 | 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長 | 延長 | B | A | A | A | A | B | E | A |
| 175 | 経産02 | 大企業向け賃上げ促進税制 | 拡・延 | D | C | C | C | C | E | D | B |
| 181 | 経産03 | 中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長 | 新設 | B | — | B | — | E | — | E | A |
| 185 | 経産04 | 海外投資等損失準備金 | 延長 | C | A | A | A | A | C | E | A |
| 193 | 経産05 | 中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長 | 拡・延 | D | C | C | C | C | C | D | B |
| 199 | 経産06 | 環境への負荷軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制） | 拡・延 | D | C | E | C | E | E | E | A |
| 203 | 経産07 | 国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設 | 新設 | D | — | E | — | E | — | E | E |
| 207 | 経産08 | 技術研究組合の所得の計算の特例 | 延長 | D | A | A | A | A | B | B | A |
| 213 | 経産09 | 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長 | 拡・延 | E | A | C | C | C | E | E | B |
| 219 | 経産10 | 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 | 延長 | A | A | A | C | C | B | B | A |
| 225 | 経産11 | 電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設 | 新設 | D | — | A | — | A | — | E | A |
| 229 | 経産12 | 電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設 | 新設 | B | — | C | — | A | — | E | A |
| 235 | 経産13 | （一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化 | 拡充 | A | E | E | A | A | D | D | A |
| 241 | 経産14 | 電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長 | 延長 | D | C | E | C | C | E | E | A |
| 国土交通省 | | | | | | | | | | | |
| 249 | 国交01 | 物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置 | — | A | A | A | A | A | B | A | A |
| 259 | 国交02 | まちづくりG×の推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設 | 新設 | A | — | A | — | A | — | D | A |
| 283 | 国交03 | 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長 | 延長 | A | A | A | A | A | B | B | A |
| 289 | 国交04 | 東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本制）の課税標準の特例措置の延長 | 延長 | B | A | A | A | A | A | B | A |
| 273 | 国交05 | JR北海道及びJR四国の資本制に係る課税標準の特例措置の延長 | 延長 | D | A | A | A | A | A | C | A |
| 279 | 国交06 | 一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本制に係る課税標準の特例措置の延長 | 延長 | A | A | A | A | A | C | C | A |
| 285 | 国交07 | 新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本制の課税標準の特例措置の延長 | 延長 | A | A | A | A | A | A | D | A |

出典：総務省行政評価局「租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 -説明責任を果たしていくために-」（令和5年11月）より抜粋
 令和6年2月21日（水）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）
 （注）ラインは階猛事務所にて記入

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保（抜粋）

- ② 既定予算の最大限の活用等²⁹については、子ども・子育て拠出金など既定の保険料等財源や、社会保障と税の一体改革における社会保障充実枠の執行残等³⁰の活用などにより、2028年度までに、全体として1.5兆円程度の確保を図る。
- ③ 歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」³¹における医療・介護制度等の改革³²を実現することを中心に取り組み、これまでの実績³³も踏まえ、2028年度までに、公費節減効果について1.1兆円程度の確保を図る。

²⁹ こども・子育て予算の既定の財源（社会保障と税の一体改革の中で確保した財源、子ども・子育て拠出金や育児休業給付のための雇用保険料など）について予算の執行状況を踏まえて最大限活用することを始めとして、国・地方の社会保障関係の既定予算の執行の精査等を通じた財源の確保に取り組むこと。

³⁰ 社会保障充実枠の執行状況を踏まえて使途の見直しを行うほか、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分も活用する。

³¹ 令和5年12月22日閣議決定。

³² 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の医療・介護制度等の改革のうち、「＜①来年度（2024年度）に実施する取組＞、＜②「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組＞」。

³³ 社会保障関係費等の歳出の目安の下での歳出改革により、2013年度から2022年度までの9年間で、こども・子育て関連予算（国・地方を合わせた公費ベース）を年平均0.18兆円程度増加させてきている。

2024年2月14日

財 務 省

防衛力整備計画対象経費の増額に係る歳出改革について

令和6年度予算においても、骨太方針に基づき、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続することにより、防衛力強化のための財源を確保している。

具体的には、社会保障関係費以外の伸びを+1,600億程度（注）に抑制する中で、防衛力整備計画対象経費以外の非社会保障関係費の減少額を▲500億程度とすることにより、防衛力整備計画対象経費の増額に対応する+2,100億円程度の財源を確保したところ。

（注）平成26年度から令和5年度における消費者物価上昇率の平均+0.7%程度、当初予算における社会保障関係費以外の歳出増の平均+447億円程度、令和6年度の消費者物価上昇率（政府経済見通し）+2.5%を用いて算出。

（注）下線は階猛事務所にて記入

出典：財務省作成資料

令和6年2月21日（水）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

主要経費別内訳

(単位:億円)

| | 5年度予算 (当初) | 6年度予算 | 増減額 | 増減率 | 備考 |
|---------------------------------|---------------|-----------|---------|---------|--|
| 一般歳出 | 727,317 | 677,764 | ▲49,554 | ▲6.8% | |
| 社会保障関係費 | 368,687 | 377,193 | +8,506 | +2.3% | |
| 文教及び科学振興費 | 54,158 | 54,716 | +558 | +1.0% | 人事院勧告の反映等による義務教育費国庫負担金の増等 |
| うち科学技術振興費 | 13,942 | 14,092 | +150 | +1.1% | |
| 恩給関係費 | 970 | 771 | ▲198 | ▲20.5% | |
| 防衛関係費 | 101,686 | 79,172 | ▲22,514 | ▲22.1% | |
| 下記繰入除く | 67,880 | 79,172 | +11,292 | +16.6% | |
| 防衛力強化資金繰入 | 33,806 | - | ▲33,806 | - | |
| 公共事業関係費 | 60,801 | 60,828 | +26 | +0.0% | |
| 経済協力費 | 5,114 | 5,041 | ▲73 | ▲1.4% | 民間資金等を活用した効果的事業や緊急人道支援等に重点化。 |
| (参考)ODA | 5,709 | 5,650 | ▲60 | ▲1.0% | R5補正の政府ODA3,284億円とあわせて事業量を十分に確保 |
| 中小企業対策費 | 1,704 | 1,693 | ▲11 | ▲0.6% | 貸出動向等を踏まえた信用保証制度関連予算の減等 |
| エネルギー対策費 | 8,540 | 8,329 | ▲210 | ▲2.5% | エネルギー特会の剰余金等の増加を踏まえた繰入の減 |
| 食料安定供給関係費 | 12,654 | 12,618 | ▲36 | ▲0.3% | 米政策の見直しを踏まえた減 |
| その他の事項経費 | 58,004 | 57,402 | ▲602 | ▲1.0% | |
| 予備費 | 5,000 | 10,000 | +5,000 | +100.0% | 令和6年能登半島地震の復旧・復興のフェーズ等に応じ切れ目なく機動的な対応が可能となるよう増額 |
| 原油価格・物価高騰対策及び 賃上げ促進環境整備対応予備費 | 40,000 | 10,000 | ▲30,000 | ▲75.0% | |
| ウクライナ情勢経済緊急 対応予備費 | 10,000 | - | ▲10,000 | - | |
| 地方交付税交付金等 | 163,992 | 177,863 | +13,871 | +8.5% | |
| 国債費 | 252,503 | 270,090 | +17,587 | +7.0% | |
| 合計 | 1,143,812 | 1,125,717 | ▲18,095 | ▲1.6% | |

(注1) 5年度予算は、6年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入にしているため、端数において合計とは一致しないものがある。

(注3) 一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

(注) 下線は階猛事務所にて記入

出典：財務省作成資料

令和6年2月21日(水)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階猛(立憲民主党)